

第13回軽米町議会定例会

平成28年12月15日(木)

午前10時00分 開議

議事日程

- 日程第 1 議案第 1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 6号 軽米町自然のめぐみ基金条例
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 7号 平成28年度軽米町一般会計補正予算(第5号)
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 8号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 9 議案第 9号 平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

- 1号)
 (平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第10 議案第10号 平成28年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第3号)
 (平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第11 議案第11号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 (平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第12 請願陳情第9号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願
 (産業建設常任委員会付託)
- 日程第13 請願陳情第10号 町道の整備についての請願
 (産業建設常任委員会付託)
- 日程第14 発議案第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書
- 日程第15 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（14名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君	14 番	松 浦 求 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	日 山 充 君
税 務 会 計 課 長	山 田 元 君
町 民 生 活 課 長	中 野 武 美 君
健 康 福 祉 課 長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	新 井 田 一 徳 君
農 業 委 員 会 会 長	西 館 徳 松 君
監 査 委 員	瀧 澤 英 敬 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 充 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	川 原 木 純 二 君
水 道 事 業 所 長	新 井 田 一 徳 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長	平 俊 彦 君
総 務 課 担 当 主 幹	吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹	福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	坂 下 浩 志 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹	小 林 浩 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
- これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
- 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
- 本日付で、産業建設常任委員長から1件の発議案、議会運営委員会及び総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。
- いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。
- 以上で諸般の報告を終わります。
-

◎議案第1号から議案第11号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。
- 日程第1、議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第11号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの11件を一括して議題といたします。
- 議案第1号から議案第11号までの11件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。
- 平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、大村税君。
- 〔特別委員長 大村 税君登壇〕
- 特別委員長（大村 税君） 本定例会におきまして平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託されました案件は、議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から議案第11号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの11件でありました。
- 委員会は、12月12日、役場庁舎3階会議室において、町当局の出席のもと提案理由の補足説明を求め、また資料請求10件も参考にしながら審査が行われ、慎重な審査がなされました。
- 中でも議案第6号 軽米町自然のめぐみ基金条例については、当条例は農山漁村再生可能エネルギー法に基づくものとして農林業の振興に貢献する策等に対し基金

の充当がなされるべきであること、同条例に基づき締結される協定について法的拘束力はあるのかなどの質疑のほか、寄附金額の算定根拠を明確にするべきであり、また継続した安定的収入が担保される内容とするべきではないのかなどの意見が出されるなど、活発な議論が展開されました。

また、議案第7号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第5号）では、子育てガイドブックの作成あるいは地域おこし協力隊の導入、臨時福祉給付金などについての質疑がなされました。

結果について報告いたします。一部の議案に反対がありましたので、採決は2回に分けて行いました。議案第6号については賛成多数で可と決したほか、議案第1号から議案第5号及び議案第7号から議案第11号までの合わせて10件については全会一致で可と決したことを報告いたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

反対ですか。12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） それでは、私は議案第6号 軽米町自然のめぐみ基金条例の制定議案に対して反対ですので、反対討論を行いたいと思います。ほか、条例改正、そしてその他の補正予算などの10議案については賛成です。

まず、反対の理由であります。農山漁村再生可能エネルギー法に基づいた軽米町の農林業の健全な発展に資するための基金条例だと思います。しかし、その発展に資するための条例とは言いがたく、発電業者の利潤追求を優先したものになっており、基金制度の土台となる収入は当初説明された収入の5%から経常利益の約1%とされ、それさえも確実な収入は保証されていません。私は、地権者の権利や収入は当然擁護した上で、軽米町の自然を安売りせず、未来に希望を持てる安定した基金制度にすべきと考え、反対討論をいたしたいと思います。

今、メガソーラー業界を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。きのうのニュースでは、来年の買い取り価格は21円、5年前の制度が始まったときの固定買い取り価格は42円ですから、約2分の1になるということが報道されていました。

このように分刻みのように変化していくエネルギーをめぐる状況の中で、軽米町の大事な資源である山林の開発はより長い目で見たものにしなければならないのではないかと考えています。

提案されている基金の制度について、昨年策定された軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の中にも明記されていますが、この基金の財源は発電事業収入の一部の取り扱いとして明確に位置づけられています。そして、その額の算出方法も細かく明記されていますが、今回の議会での説明では経常利益の1%という形で、その中身も曖昧で明らかにされませんでした。その上、名目的にも拠出金という形ではなく寄附金というお金を出す側の判断に委ねる仕組みであり、都合によっては寄附をしないということも認めるものであります。

また、業者との協定書においても、それぞれ第2条でその寄附の約束も倒産や事業譲渡した場合は打ち切りすると明記しています。

軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の第1の目的であるべき農村の活性化については、その計画の中でいろいろな項目が羅列されており、しかしそれは後で実行、実施するというだけで、まずお金であるという計画です。しかし、その大事な収入が担保されていません。

発電業者は莫大な利益が上がるとも言われて、そのために事業への参加が殺到しています。その発電事業者の許認可のための諸手続きをワンストップ化するのが大きな仕事として再生可能エネルギー推進室まで設置して、今年度の当初予算では649万円を超える予算をつけています。メガソーラー建設は、確かに固定資産税、そして貸し地代の収入や、また物の動きがあり、少しは軽米町が潤うことがあるかもしれませんが、発電業者が得る利益のほんの一部にしかありません。しかも短い期間です。私はことし73歳になりましたけれども、この20年というのは本当に時間的にもちょっとである短期間という気がします。私は、まず基金条例の原資は軽米町の自然を利用する価値と、またワンストップ化を利用する上での発電業者の収益にふさわしい、町民も納得できる拠出金にすることが必要だと思います。その履行は確実に担保される条例でなくてはならない。また、地権者の方々は後になって貸さなければよかったというような後悔することのないように、自治体が住民の立場に立ってしっかり発電業者を指導することが求められています。

私は、これまでの町のメガソーラーに対する施策が目先の収入にとらわれて近視眼的で危ういと感じます。昨夜の深夜にカジノ法案が強行されました。全然違う中身ですが、経済のためには何でもあるというような形で何か似ているような気がします。自治体の開発会社化は、地方自治の本旨ではありません。私はそのことの警告を含めてこの基金条例に反対したいと思いますので、皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（松浦 求君） それでは、原案に賛成者の発言を許しますが、賛成討論。

賛成ですか。5番、上山勝志君。

〔5番 上山勝志君登壇〕

○5番(上山勝志君) 私は、本定例会の全議案に賛成の立場で討論させていただきます。

特にも再生可能エネルギーの関連がある山内地区の一人の住民として、議案第6号に賛成します。議案第6号 軽米町自然のめぐみ基金条例は、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき町が推進する再生可能エネルギーにより農林業の振興や町の活性化に活用することを目的として設置されるもので、その原資は町内に再生可能エネルギー事業を展開する事業者からの寄附金であり、地域貢献対策の一つでもあります。町は、この寄附金について債権債務の発生に係る法律関係を明確化するため、契約的性質を有する法律行為として発電業者と協議、合意し、基金に関する協定を締結しており、この協定書の中では事業が仮に第三者に譲渡する場合においても本基金に係る協定は継承されるものとするなど、基金の確実な納付等についての実行確保を図ることにしております。

なお、協定の法的な性質は履行に強制力があるという考え方が一般的な解釈とされているところであり、こうした基金を設置して活用し農林業の振興を図っていくことは、農林業を基幹産業とする軽米町の発展に大きく寄与するものであり、かつ町の活性化につながるものと考えます。

このようなことから、私は議案第6号 軽米町自然のめぐみ基金条例の設置に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長(松浦 求君) ほか、討論ございませんか。

2番、中村正志君。

[2番 中村正志君登壇]

○2番(中村正志君) ただいま上山議員より賛成討論がございましたけれども、私も同じく賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

議案第6号は、軽米町自然のめぐみ基金条例の制定についてでございます。軽米町自然のめぐみ基金条例は、再生可能エネルギー発電事業者からの寄附金を農林業の健全な発展に資する施策及び地域活性化対策の推進に要する経費の財源に充てるために基金として積み立てるものです。

軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書については、既にことし3月定例会において資料が提出されており、今回が全く初めての内容ではございません。

国では、平成26年5月に農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、いわゆる農山漁村再生可能エネルギー法を施行いたしました。

軽米町では、この法律に基づき再生可能エネルギーによる発電事業を促進し、エネルギー供給の多様化と安定化、さらには地域の活性化を同時に実現することを目指し、平成27年3月に軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画を作成いたしました。国の農山漁村再生可能エネルギー法の趣旨において、再

生可能エネルギー発電の導入とあわせて地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組みを促進する必要があるとし、軽米町の活性化計画においても農林業の健全な発展に資する取り組みとして再生可能エネルギー発電事業によって生み出される収入の一部を地域の農林業の健全な発展のために活用するとし、事業者から町へ納める収入の一部の額は発電事業ごとに発電事業者と軽米町で調整、決定し、協定書を締結し、町では基金化することとしています。

国の指導においても、農林業の健全な発展に資する取り組みについては地域の実情を踏まえ、真にその発展に必要で、かつ実現可能なものとなるように十分な協議が行われており、町で設置した基金への寄附は軽米町だけではなく、先行市町村の事例も多く、寄附金に対する不安は特に問題ないものと思われま

す。また、発電事業者に対して過度な負担を求めることは発電事業者自体の継続が困難となるだけでなく、ひいては寄附することが困難になるおそれがあることから、適当ではないとしております。

このことから、軽米町では協定書により4事業者が寄附する金額は年額300万円、15万円、500万円、265万円と、それぞれの発電事業の収支や実行能力等を見きわめながら、過度の負担とならない金額の設定をしております。

発電事業者は、新たに合同会社などを設立し発電目的だけに特化したの経営を目指しており、社会的にも信頼度の高い会社、法人として今後協定書が誠意を持って履行されるものと確信するものです。

そして、基金の用途についても町の計画の中で町の特徴を伸ばす取り組みとして、景観の美しさや雑穀振興及び農林業の活性化などに使用されることとなっております。

議案第6号の軽米町自然のめぐみ基金条例は、国の法律及び町の計画に基づいて当然制定されるべきものであり、軽米町の再生可能エネルギー事業を推進する上においても必要かつ緊急な条例であります。

また、軽米町は内閣府の企業版ふるさと納税の認定事業として地域再生計画の「わかるまい 地域ぐるみ いきいき子育て支援プロジェクト」と「わかるまい 雇用創出プロジェクト」の2つの事業が認定されました。このプロジェクトを実施するにおいては、企業から軽米町へのふるさと納税が不可欠となっております。再生可能エネルギー発電事業者のますますの発展を願い、軽米町自然のめぐみ基金のほかにも企業版ふるさと納税を軽米町に期待したいものです。

以上、議案第6号 軽米町自然のめぐみ基金条例に対する賛成討論といたします。私の賛成討論にご賛同いただき、議案第6号に賛成いただくことをお願いし、賛成討論を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） ほか、討論ございませんか。反対者の討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） これで討論を終わります。討論なしと認めます。

討論を終わって、これから採決を行います。

一部に反対がありましたので、議案第6号の1件と議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第11号までの合わせて10件の2回に分けて行います。

議案第6号 軽米町自然のめぐみ基金条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第6号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第6号を原案のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第6号 軽米町自然のめぐみ基金条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までと議案第7号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第5号）から議案第11号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの合わせて10件を一括して採決をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第11号までの合わせて10件に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第11号までの合わせて10件は、委員長の報告のとおり原案を可決と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までと議案第7号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第5号）から議案第11号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの合わせて10件は、原案のとおり可決されました。

◎請願陳情第9号及び請願陳情第10号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第12、請願陳情第9号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願と日程第13、請願陳情第10号 町道の整備についての請願の2件を議題といたします。

請願陳情第9号と請願陳情第10号について常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、細谷地多門君。

〔産業建設常任委員長 細谷地多門君登壇〕

○産業建設常任委員長（細谷地多門君） それでは、産業建設常任委員会からの報告をいたします。

今定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願陳情第9号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願と請願陳情第10号 町道の整備についての請願、合わせて2件でございました。

去る12月9日一般質問終了後、3階会議室において、委員6名の出席のもと慎重審査いたしました。

第9号の審査においては、JA関係者2名出席いただき趣旨説明してもらい、その後JA関係者から退席いただき審査いたしました。結果、第9号については請願趣旨内容を了とし、採択と決しました。

また、請願陳情第10号についても請願趣旨内容を了とし、採択と決しました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。請願陳情第9号に対する委員長の報告は採択とするものです。

請願陳情第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第9号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願は採択とすることに決定をしました。

次に、請願陳情第10号 町道の整備についての請願を採決します。

お諮りします。請願陳情第10号に対する委員長の報告は採択とするものです。

請願陳情第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第10号 町道の整備についての請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第14、発議案第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長、細谷地多門君。

〔産業建設常任委員長 細谷地多門君登壇〕

○産業建設常任委員長（細谷地多門君） 発議案第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書。

上記の議案を軽米町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

理由であります。農協改革は農業振興や農業所得増大の観点から農協が取り組む自己改革の取り組みを尊重しながら進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革は需給調整の実効性と公平性の確保が引き続き図られるよう、政府、関係機関に意見を提出するものであります。

なお、提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

意見書の詳細の内容については、それぞれ議員の手元に資料配付してございますので、朗読は省略いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書を採決いたします。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦 求君） 日程第15、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（松浦 求君） ここで町長から発言を許されたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第13回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月6日に開会以来、本日までの10日間にわたり開催されたところであります。今定例会には、人権擁護委員の推薦に関する諮問案1件、条例の制定及び一部改正に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案5件、合わせて12件の議案を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

さて、メガソーラー等設置事業者からの寄附金を管理する軽米町自然のめぐみ基金につきましては、今定例会で熱心にご議論いただいたところでございますが、今後適切な管理に努め、農村振興施策に役立ててまいりたいと考えております。つきましては、議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり十分心して努めてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君） 会議を閉じます。

これをもって第13回軽米町議会定例会を閉会をいたします。ご苦労さまでした。

（午前10時35分）